

## 第2回合併協議会で、新市の財源推計が承認されました。

現在、国の構造改革基本方針に基づき、国庫補助負担金の削減、地方交付税の抑制及び地方への税源移譲の3つの改革を同時に行う「三位一体の改革」が進められています。

この三位一体の改革は始まったばかりで、少子・高齢化の進展などと考え合わせると地方の財政状況は、今後さらに厳しくなることが予想されます。



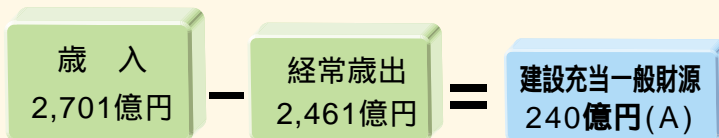
厳しい状況のなかで、  
新しい市の財源見通しは、一体どうなるの？

合併協議会では、平成17年度から26年度までの10年間に、どの位の事業を見込むことができるか、推計してみました。



### 建設充当一般財源は240億円

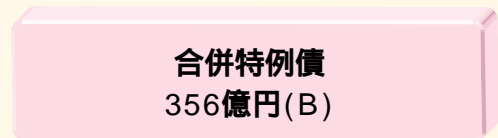
10年間の合計



新市の歳入の合計から、経常歳出(毎年決まって支出しなければならない経費、例えば、職員の給料や事務経費、地方債の償還金など)を差し引くと、10年間で約240億円の一般財源を建設事業に充当することが可能になります。

### 建設事業に充当できる 合併特例債は356億円

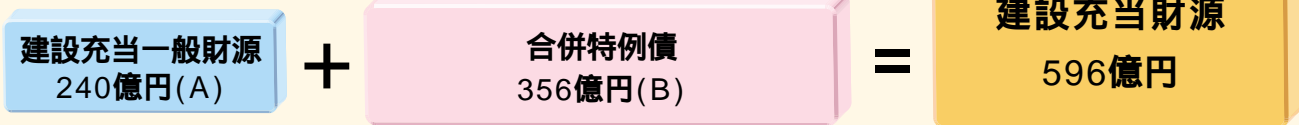
10年間の合計



合併に伴う新たなまちづくりに対応するため、有利な地方債(合併特例債)を10年間で356億円活用することができます。

### 合併特例債を加えた建設充当財源は約600億円

10年間の合計



建設充当一般財源と合併特例債を合わせると10年間で596億円の建設充当財源が生まれます。



この建設充当財源を使って、新市の均衡ある発展や、一体性を強化するために役立つ道路や施設の整備を進めていきます。

この推計は一般財源ベースですから、実際には国・県の補助金や有利な地方債(過疎・辺地債等)も更に建設事業に充当されることになります。

(注1)財源推計は新市が10年間にどの位事業を見込むことができるかを試算したものですので、新市の財政規模(予算・決算額)を示すものではありません。

(注2)財源推計は推計条件(地方財政制度、経済状況等)により変動しますので、今後の社会情勢により変わることがあります。